

東大阪市健保地第1761号
令和2年7月15日

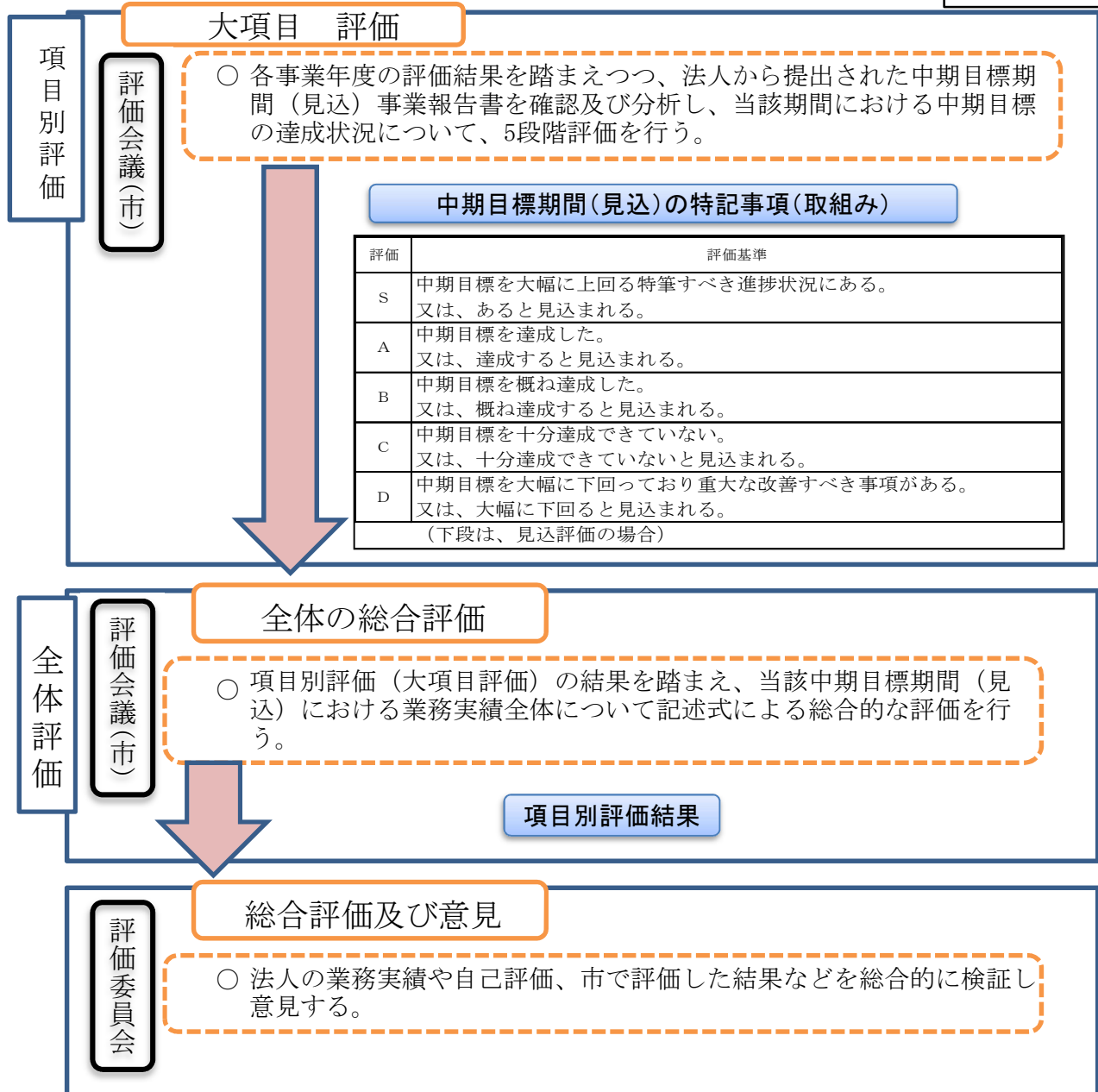
地方独立行政法人市立東大阪医療センター
評価委員会 委員長 津森 孝生 様

東大阪市長 野田 義和



地方独立行政法人市立東大阪医療センター中期目標期間の見込
事業報告書の評価に係る意見について

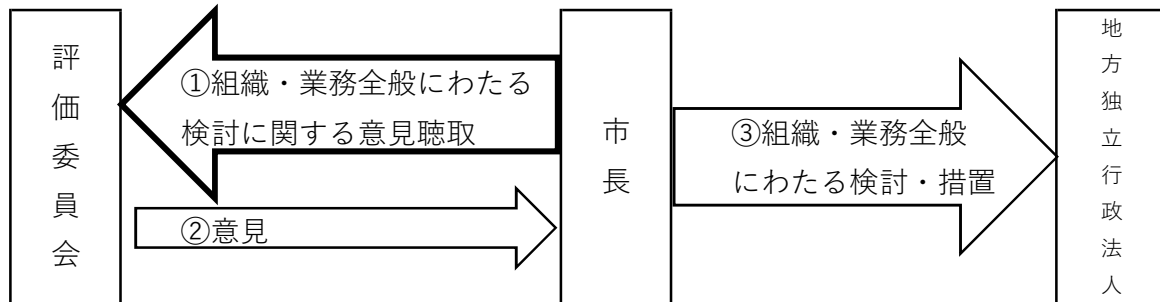
標記のことについて、地方独立行政法人法第28条第1項第2号及び同法第30条第1項の規定に基づく評価結果報告書（案）に対して、同法第28条第4項及び同法第30条第2項の規定により、意見を求めます。



中期目標期間終了時の業務継続等に係る意見聴取について

1. 市長による中期目標期間終了時の検討

- ①市長は、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の評価を行ったときは、中期目標期間の終了時まで、業務継続の必要性など業務全般にわたる検討を行う。
- ②市長は、上記の検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴く。
- ③市長は検討した結果、必要な場合は業務の廃止、移管又は組織の廃止などの措置をとる。



2. 意見聴取の方法

- ①評価結果報告書の評価にあたっての意見やこれまでの会議での主な発言、意見
- ②中期目標、中期計画に対する取り組み状況や決算状況 など

これらを踏まえた意見をもとに

中期目標期間見込業務実績に関する評価結果報告書の全体評価欄に
業務継続の必要性について記載する。

地方独立行政法人法の抜粋

（中期目標の期間の終了時の検討）

- 第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

(案)

地方独立行政法人市立東大阪医療センター

第1期中期目標期間（見込）における業務の実績に関する

評価結果報告書

令和2年8月

東 大 阪 市

目次

はじめに	・・・・・・・・ 1
------	------------

第1項 全体評価	・・・・・・・・ 2
----------	------------

第2項 項目別評価

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置	・・・・・・・・ 5
---	------------

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき 措置	・・・・・・・・ 7
--	------------

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	・・・・・・・・ 9
-------------------------------	------------

第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	・・・・・・・・ 10
----------------------------------	-------------

参考資料

地方独立行政法人市立東大阪医療センター 業務実績評価の基本方針	・・・・・・・・ 11
---------------------------------	-------------

地方独立行政法人市立東大阪医療センター中期目標期間見込評価及び中期目標期間最終評価 実施要領	・・・・・・・・ 13
---	-------------

はじめに

地方独立行政法人法第28条第1項第2号の規定に基づき、地方独立行政法人市立東大阪医療センターの中期目標期間（平成28年10月1日から令和3年3月31日まで）の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績について、総合的に評価を実施した。

評価に際しては、「地方独立行政法人市立東大阪医療センター 業務実績評価の基本方針」及び「地方独立行政法人市立東大阪医療センター中期目標期間見込評価及び中期目標期間最終評価実施要領」に基づき評価を行った。

第1項 全体評価

1. 評価結果及び判断理由

地方独立行政法人市立東大阪医療センターにおける平成28年度（平成28年10月1日）から令和元年度までの全体評価の結果は、

「全体として中期目標を概ね達成すると見込まれる。」

第1期中期目標期間は、地方独立行政法人へ移行した平成28年度（平成28年10月1日）から令和2年度までの4年6カ月間であり、平成28年度から令和元年度までの3年6カ月間における業務実績の見込に関する大項目評価について、以下のとおり判断した。

・第2項目（市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

は、地方独立行政法人移行後においても、救急医療、小児医療・周産期医療、4疾病に対する医療、災害時医療等の医療を提供するとともに、地域医療支援病院として地域の医療機関との機能分担・連携を推進し、地域の中核病院としての役割を果たすため取組が進められた。

しかし、小児医療においては、目標指標の小児科入院患者数が平成28年度から令和元年度までにおいて減少傾向となっており中期計画目標値を達成できておらず、令和元年度の実績値は当該中期目標期間で最低の値となった。また、小児救急入院患者数についても中期計画目標値を達成できていない。

一方で、救急医療においては、断らない救急医療を掲げ救急患者の積極的な受入を行った結果、救急搬送受入件数は中期計画目標値を達成している。

また、4疾病のうちがん医療については、がん手術件数、放射線治療件数及びがん登録件数が中期計画目標値を達成し、心筋梗塞についても、手術件数が中期計画目標値を達成している。

さらに、患者・市民満足度のモニタリングにおいては、患者満足度調査で不満とされたトイレについて、令和元年度にウォッシュレット化に取り組んだ結果もあり、当該中期目標期間において高い満足度が得られ、中期計画目標値を達成している。

以上のことから、中期目標期間における業務実績の見込評価は、『中期目標を概ね達成すると見込まれる。（評価B）』と判断した。

・第3項目（業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

は、平成28年度の地方独立行政法人への移行後、地方独立行政法人制度の趣旨に基づき、病院の理念と基本方針を明確化し、組織体制の整備、職員の育成に取り組んできた。しかし、医療専門職の確保として、中期目標期間に多くの看護師を採用し、中期計画目標値を達成しているが、看護師離職率は中期計画目標未達となっている。以上のことから、中期目標期間における業務実績の見込評価は、『中期目標を概ね達成すると見込まれる。（評価B）』と判断した。

・第4項目（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

は、当該中期目標期間において、経常損益の推移をみると赤字額は改善傾向にあるが、経常収支比率は平成30年度に中期計画目標値を達成したものの令和元年度には再び未達となっている。また、入院患者数を増やし収入の確保に努めるなど取り組んできたが、費用の節減面では、医療専門職の人材確保による人件費の増、材料費の増となっており、中期計画の重点項目である計画期間全体の黒字化は困難な状況にある。以上のことから、中期目標期間における業務実績の見込評価は、『中期目標を十分達成できないと見込まれる。（評価C）』と判断した。

・第5項目（その他の業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置）

は、各年度の評価がAであったことから、『中期目標を達成すると見込まれる。（評価A）』と判断した。

これらにより、第2項目から第5項目までの項目別評価を踏まえた中期目標期間における業務の実績に関する見込評価は、総合的に判断した結果、『全体として、中期目標を概ね達成すると見込まれる。』と判断した。

また、第1期中期目標期間の業務実績（見込）を踏まえて、引き続き第2期についても地方独立行政法人の業務を継続していただきたい。

なお、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、令和2年度の収支面に大きなマイナスインパクトとなり業績の悪化が懸念されるが、未曾有の危機であることを考慮した評価を行っていくところである。

大項目	年度評価					中期目標期間の見込評価
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	C	B	B	B		B
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	C	B	B	A		B
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	C	C	A	C		C
第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	A	A	A	A		A

2. 全体評価にあたって考慮した内容、意見及び要望

全体評価にあたっては、項目別評価の結果に加え、以下①から⑦までを特に考慮して判断した。

①地方独立行政法人制度の趣旨に基づいた業務運営体制を確立するうえで、旧東大阪市立総合病院時代に起きた不正事件を教訓に、内部統制コンプライアンス担当官を配置しコンプライアンスの徹底を図った。具体的には、コンプライアンス推進規程、職員倫理規程を制定するとともに内部統制窓口を設置した。また、内部統制委員会を設置しリスクの検討とその対策に取り組んだ。さらに理事会及びその下部組織として幹部会議、経営改善会議、企画運営会議、所属長会議、診療部長会議などを設置し、運営管理体制を構築し、職員の意識改革及び経営改善について職員一丸となって取り組んできた点は評価できる。

②救急医療においては、地方独立行政法人化後においても二次救急医療機関として24時間365日の救急医療体制を維持した。とりわけ「断らない救急医療推進タスクフォース」を立ち上げ、「断らない救急医療」に取り組んだ結果、救急搬送受入件数は、中期計画目標値を達成している点は評価できる。

また、中河内救命救急センターとの連携強化については、東大阪-中河内医療連携ワーキングを定期開催し連携を図っており、新型コロナウイルス感染症においても医療連携が行われた点は感染症への対応面でも評価できる。

③小児救急においては、病院群輪番制度のもと、初期及び二次救急医療機関としての受入体制を維持しているが、小児救急入院患者数は中期計画目標値を各年度において達成できていない。また、小児科入院患者数も中期計画目標未達となっている。

④患者・市民満足度のモニタリングにおいては、患者満足度調査で不満とされた「トイレのウォシュレット化」について令和元年度に取り組んだ結果もあり、当該中期目標期間において高い満足度が得られ、中期計画目標値を達成している点は評価できる。引き続き患者の声を反映させるシステムを継続していただきたい。

⑤4疾病に対する医療については、地域がん診療連携拠点病院としてがん医療に積極的に取り組んだ結果、がんの手術件数、放射線治療件数については、令和元年度の実績値が、それぞれ1,040件、6,889件であり、中期計画目標値の920件、6,000件を上回っている。また、呼吸器内科の再開についても、常勤医師の確保には至っていないものの、外来患者の確保に努めている。さらに令和元年8月より、心臓血管外科手術を開始したことで、これまで以上に重篤な患者の受入が可能と

なっている。

一方で目標指標である糖尿病教室は目標未達となっているが、内分泌内科医の常勤医師の確保により、入院患者数の増につながった点も評価できる。

⑥医療専門職の確保においては、看護師の人材確保について多くの看護師を採用できた反面、離職率が目標未達となっており、看護師の職場内教育、メンタルケアなどに取り組んでいただき、長期的な雇用につながるよう努めていただきたい。

⑦経営状況については、当該中期目標期間において平成28年度から29年度は赤字決算であり、平成30年度に臨時的な要因もあり黒字決算となったが、令和元年度は赤字へ転落した。経常損益の推移をみると、赤字額は改善傾向にある。これは、収入面において、新入院患者数を確保したことや新たな基準・加算の取得に取り組んだことなど挙げられる。一方費用面において、人件費や材料費が増加しており、ベンチマークシステムを活用するなどさらなる節減を図る対応が必要である。

第2項 項目別評価

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 評価結果 **B** 中期目標を概ね達成すると見込まれる。

評価結果	S	A	B	C	D
	大幅に上回る 特筆すべき進捗状況にある (あると見込まれる。)	達成した。 (達成すると見込まれる。)	概ね達成した。 (概ね達成すると見込まれる。)	十分達成できていない。 (十分達成できないと見込まれる。)	大幅に下回っており重大な改善すべき事項がある。 (大幅に下回ると見込まれる。)

※見込評価の場合は、括弧内の表記に読み替える。

(2) 判断理由及び考慮した事項

中期目標期間中の各年度における評価について、平成28年度は「C 中期目標・中期計画の実現のためにはやや遅れている。」、平成29年度と平成30年度は「B 中期目標・中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。」、令和元年度は「B 中期目標・中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。」という結果であった。 また、小項目評価における評価3以上の項目数（ウエイト項目は2項目としてカウントするもの。以下同じ。）は、平成28年度は18項目中15項目（83.3%）、平成29年度は20項目中17項目（85.0%）、平成30年度は18項目中16項目（88.8%）、令和元年度は19項目中18項目（94.7%）であったことから、市立東大阪医療センターが果たすべき役割として概ね取組が行われたことがわかる。 しかし、小児医療においては、目標指標の小児科入院患者数、小児救急入院患者数が目標未達となっており、各年度の評価も低評価となっている。 これらのことを総合的に評価した結果、「中期目標を概ね達成すると見込まれる。」とする。
--

(3) 小項目評価の集計結果

項目名	小項目評価				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 医療センターとして担うべき役割					
(1) 救急医療	4	<u>3</u>	3	<u>3</u>	
(2) 小児医療、周産期医療	2	2	2	2	
(3) 4疾病に対する医療水準の向上	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	
(4) 災害時医療	3	3	3	3	

(5) 感染症への対応	3	3	3	4	
(6) 予防医療	2	3	2	3	
(7) 保健福祉行政との連携	3	3	3	3	
2 患者・市民満足度の向上					
(1) 患者・市民満足度のモニタリング	3	3	3	3	
(2) 職員の接遇向上	3	3	3	3	
(3) 患者満足度の向上	3	3	3	3	
(4) 院内環境の快適性の向上	2	<u>2</u>	3	4	
(5) ボランティアとの協働	4	3	3	3	
3 信頼性の向上と情報発信					
	3	3	3	3	
4 地域医療機関等との連携強化					
(1) 地域医療支援病院としての機能強化	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	
(2) 地域包括ケアシステム構築への貢献	3	3	3	3	
(3) 地域の医療ネットワーク構築の推進	3	3	3	3	
大項目評価	C	B	B	B	

※ウエイト設定した小項目は「二重線」で表記。

	5	4	3	2	1
小項目評価 結果 (参考)	年度計画を大幅に上回って実施している。	年度計画を上回って実施している。	年度計画を順調に実施している。	年度計画を十分に実施できていない。	年度計画を大幅に下回っている。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 評価結果 **B** 中期目標を概ね達成すると見込まれる。

評価結果	S 大幅に上回る 特筆すべき進捗状況にある (あると見込まれる。)	A 達成した。 (達成すると見込まれる。)	B 概ね達成した。 (概ね達成すると見込まれる。)	C 十分達成できていない。 (十分達成できないと見込まれる。)	D 大幅に下回っており重大な改善すべき事項がある。 (大幅に下回ると見込まれる。)
------	--	-----------------------------	--	---------------------------------------	---

※見込評価の場合は、括弧内の表記に読み替える。

(2) 判断理由及び考慮した事項

中期目標期間中の各年度における評価は、平成28年度は「C 中期目標・中期計画の実現のためにはやや遅れている。」、平成29年度及び平成30年度は「B 中期目標・中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。」、令和元年度は「A 中期目標・中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。」という結果であった。

また、小項目評価における評価3以上の項目数は、平成28年度は14項目中11項目(78.5%)、平成29年度は14項目中13項目(92.8%)、平成30年度は15項目中14項目(93.3%)、令和元年度は15項目の全てと、全体的には着実に取組を進めた結果となっている。

なお、職員満足度の向上においては、平成28年度から30年度にかけて低評価であったが、ワークライフバランス促進休暇を創設し、労働関係法改正を受け、年休取得促進に取り組んだ結果、平均年休取得日数は中期計画目標値には達していないものの増加した。

これらのことを総合的に評価した結果、「中期目標を概ね達成すると見込まれる。」とする。

(3) 小項目評価の集計結果

項目名	小項目評価				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 業務運営体制の構築					
(1) 病院の理念と基本方針の浸透	3	3	3	3	
(2) 経営基盤を支える組織体制の整備	3	3	3	3	
(3) 内部統制	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	
2 人材の確保と育成					
(1) 医療専門職の確保	3	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	
(2) 法人職員の確保	<u>4</u>	4	3	3	
(3) 職員の育成	3	3	3	3	

3 効率的・効果的な業務運営					
(1) 適切かつ弾力的な人員配置	3	3	3	3	
(2) 予算執行の弾力化	3	3	3	3	
(3) 人事給与制度	3	3	3	3	
(4) 契約の見直し	3	3	3	3	
(5) 医療資源等の有効活用	3	4	<u>4</u>	<u>4</u>	
4 職員満足度の向上					
	2	2	2	3	
大項目評価	C	B	B	A	

※ウエイト設定した小項目は「二重線」で表記。

	5	4	3	2	1
小項目評価 結果 (参考)	年度計画を大幅に上回って実施している。	年度計画を上回って実施している。	年度計画を順調に実施している。	年度計画を十分に実施できていない。	年度計画を大幅に下回っている。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 評価結果 **C** 中期目標を十分達成できないと見込まれる。

評価結果	S 大幅に上回る 特筆すべき進 捗状況にある (あると見込 まれる。)	A 達成した。 (達成すると 見込まれる。)	B 概ね達成し た。(概ね達 成すると見込 まれる。)	C 十分達成でき ていない。 (十分達成で きないと見込 まれる。)	D 大幅に下回っ ており重大な 改善すべき事 項がある。 (大幅に下回 ると見込まれ る。)
------	--	---------------------------------	---	--	---

※見込評価の場合は、括弧内の表記に読み替える。

(2) 判断理由及び考慮した事項

中期目標期間中の各年度における評価は、平成28年度及び平成29年度は「C 中期目標・中期計画の実現のためにはやや遅れている。」、平成30年度は「中期目標・中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。」、令和元年度は「C 中期目標・中期計画の実現のためにはやや遅れている。」という結果であった。

また、小項目評価における評価3以上の項目数が、平成28年度及び平成29年度は4項目中2項目(50.0%)、平成30年度は5項目の全て、令和元年度は5項目中2項目(40.0%)という結果であった。

経常損益の推移をみると、平成30年度に臨時的な要因もあって単年度黒字化したが、令和元年度までの各年度の赤字幅は減少傾向にあるものの、計画期間全体でみると収支均衡には至っていない。

これらのことを総合的に評価した結果、「中期目標を十分達成できないと見込まれる。」とする。

なお、第1期中期目標期間の収支面における新型コロナウイルス感染症が与える影響については不透明であるが、今後考慮していく必要がある。

(3) 小項目評価の集計結果

項目名	小項目評価				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	2	2	3	2	
1 収入の確保	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	
2 費用の節減	2	2	<u>3</u>	<u>2</u>	
大項目評価	C	C	A	C	

※ウエイト設定した小項目は「二重線」で表記。

第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

(1) 評価結果 **A** 中期目標を達成すると見込まれる。

	S	A	B	C	D
評価結果	大幅に上回る 特筆すべき進捗状況にある (あると見込まれる。)	達成した。 (達成すると見込まれる。)	概ね達成した。 (概ね達成すると見込まれる。)	十分達成できていない。 (十分達成できないと見込まれる。)	大幅に下回っており重大な改善すべき事項がある。 (大幅に下回ると見込まれる。)

※見込評価の場合は、括弧内の表記に読み替える。

(2) 判断理由及び考慮した事項

中期目標期間中の全ての年度評価は、「A 中期目標・中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。」という結果であった。
また、小項目においても、平成28年度から令和元年度の全ての年度において全項目が評価3以上であったことから、年度計画に沿った取組を確実に進めていたことが分かる。
これらのことにより評価結果は、「A 中期目標を達成すると見込まれる。」とする。

(3) 小項目評価の集計結果

項目名	小項目評価				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 中河内救命救急センターの運営受託	<u>3</u>	3	3	3	
2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	3	3	3	3	
大項目評価	A	A	A	A	

※ウエイト設定した小項目は「二重線」で表記。

	5	4	3	2	1
小項目評価結果 (参考)	年度計画を大幅に上回って実施している。	年度計画を上回って実施している。	年度計画を順調に実施している。	年度計画を十分に実施できていない。	年度計画を大幅に下回っている。

地方独立行政法人市立東大阪医療センター
業務実績評価の基本方針

平成30年4月1日

東大阪市 健康部

地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「法人」という。）の設立団体の長（以下「市長」という。）が、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項の規定に基づき、法人の業務の実績に関する評価（以下「評価」という。）を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

1 基本方針

- （１）評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。
- （２）評価は、中期計画及び年度計画の実施状況について確認及び分析を行い、特に中期目標達成に向けた取り組みを考慮し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。
- （３）評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。
- （４）業務運営改善や効率化等の特色のある取組や様々な工夫を積極的に評価する。
- （５）評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 評価方法

評価は、各事業年度終了後に実施する「年度評価」、中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後に実施する「中期目標期間見込評価」及び中期目標期間の最後の事業年度終了後に実施する「中期目標期間評価」とする。

それぞれの評価に係る基準の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

3 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、年度評価、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価に関する報告書について該当する年度終了後3か月以内に、市長に提出するものとする。

(2) 評価の実施

市長は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング及び評価委員会の意見聴取等を踏まえて業務実績を確認及び分析し、総合的な評価を行う。

(3) 意見申立て機会の付与

市長は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。

4 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させ、その状況を市長に報告するとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表するものとする。

(2) 市長は、法人の業務継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して、評価委員会の意見を聴くにあたっては、年度評価及び中期目標期間見込評価を適切に示した上で意見を求めるものとする。

地方独立行政法人市立東大阪医療センター中期目標期間見込評価及び中期目標期間最終評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（以下「法」という。）第28条第1項第2号及び第3号に規定する地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「法人」という。）の中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度（以下「見込評価年度」という。）の終了後に実施する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）及び中期目標の期間の最後の事業年度（以下「最終評価年度」という。）の終了後に実施する中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間最終評価」という。）の手続きについて定めるものである。

(評価方法)

第2条 市長は、中期目標期間見込評価及び中期目標期間最終評価を実施するに当たっては、評価委員会の意見を聴いた上で、「項目別評価（大項目）」と「全体評価」により行うものとする。

(中期目標期間見込評価に係る項目別評価（大項目）の具体的方法)

第3条 市長は、中期目標見込評価に関し前条に定める項目別評価（大項目）を実施するに当たっては、以下に掲げる方法で評価するものとする。

(1) 法人は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を明らかにした報告書（以下「報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。報告書の作成に当たっては、見込評価年度までの各事業年度の年度評価結果を踏まえつつ、わかりやすく記載するものとする。

(2) 市長は、大項目について、見込評価年度までの各事業年度の年度評価結果を踏まえつつ、法人から提出された報告書を確認及び分析し、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況について以下の5段階による評価を行うものとする。

S・・・中期目標を大幅に上回る特筆すべき進捗状況にある。又は、あると見込まれ

る。

A・・・中期目標を達成した。又は、達成すると見込まれる。

B・・・中期目標を概ね達成した。又は、概ね達成すると見込まれる。

C・・・中期目標を十分達成できていない。又は、十分達成できないと見込まれる。

D・・・中期目標を大幅に下回っており重大な改善すべき事項がある。又は、大幅に下回ると見込まれる。

（中期目標見込評価に係る全体評価の具体的方法）

第4条 市長は、中期目標期間見込評価に係る全体評価を実施するに当たっては、項目別評価（大項目）の結果を踏まえ、中期目標の全体的な達成状況について、記述式による評価を行うものとする。

2 評価に当たっては、法人の自主性・自律性の高い、効率的・効果的な業務運営や経営改善への取組などを積極的に評価するものとする。

3 市長は、評価の結果に基づき必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずるものとする。

（中期目標期間最終評価に係る評価方法の準用）

第5条 前2条に定める中期目標期間見込評価に係る項目別評価（大項目）及び全体評価の具体的方法については、中期目標期間最終評価について準用する。この場合において、「中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績」とあるのは、「中期目標の期間における業務の実績」と、「見込評価」とあるのは、「最終評価」と、「終了時に見込まれる」とあるのは「終了時の」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年 月 日

東大阪市長 野田 義和 様

地方独立行政法人

市立東大阪医療センター評価委員会

委員長	津 森 孝 生
職務代理者	塩 尻 明 夫
委員	北 野 恵 子
委員	喜 馬 通 博
委員	高 橋 弘 枝
委員	田 中 崇 公
委員	米 山 隆 夫

意見書

地方独立行政法人市立東大阪医療センターに係る中期目標期間見込業務実績に関する評価結果報告書（案）について、地方独立行政法人第28条第4項及び同法第30条第2項の規定に基づく地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法第28条第4項及び同法第30条第2項の規定に基づく評価結果報告書（案）について、別添のとおり定めることが適当と判断します。